

介護休業手当金と育児休業手当金の給付上限額が変更されました

介護休業手当金と育児休業手当金の算定の基礎となる給付日額には、給付上限額が設けられています。この上限額が平成 28 年 8 月 1 日から次のとおり変更されました。

○介護休業手当金の給付上限額

変更前
7,750 円 ⇒ 変更後
7,718 円

※ 平成 28 年 8 月 1 日以後休業開始の場合は **12,927 円**

○育児休業手当金の給付上限額

(180 日に達する日まで)

変更前
12,982 円 ⇒ 変更後
12,927 円

(181 日以降)

変更前
9,688 円 ⇒ 変更後
9,647 円

育児休業手当金給付日額は休業開始から 180 日に達する日までに給付率 67%、181 日以降を給付率 50%として算出します。

〈給付日額算定式〉

標準報酬月額 ÷ 22 × 給付率[※] / 100

※ 介護休業手当金給付率 67%または 40%

育児休業手当金給付率 67%または 50%